

平成21年度総合型地域スポーツクラブ創設支援事業 経理処理基準

科目	内容	単価の限度額	提出する証拠書類(日本体育協会提出)	備考
諸謝金	別表Aのとおり	別表Aのとおり	個人の領収書原本(A4の用紙で作成) ※必ず自筆にて領収日、住所、氏名を記入の上、捺印すること。 所得税源泉徴収を行なった場合は、源泉徴収税納付書の写し	・自筆でないもの、記入もれがあるもの、捺印なきものは全て無効とし、経費対象外とする(サインや拇印も無効)。 ・講師・指導者が所属する派遣元(スポーツ団体や業者)に対し支払った場合は、「雑役務費③その他」に派遣費として計上すること。 ・あらかじめ謝金の額を機関決定しておくこと。(謝金支給基準)
旅費は、別表AおよびBの者のみに適応することができる。				
旅費	①交通費 (鉄道賃、バス賃) 居住地最寄駅から会場地最寄駅の往復普通運賃の実費。(経済的かつ効率的なルート) 片道50km以上の場合急行料金 片道65km以上の場合特急料金 片道100km以上の場合新幹線料金を支給することができる。	実費	個人の領収書原本(A4の用紙で作成)または交通機関・旅行代理店等の発行する領収書原本・明細書(バック料金の場合旅行行程が明記されている明細を必ず添付すること。) ※個人領収書は、必ず自筆にて領収日・住所・氏名を記入の上、捺印すること。	・会議等の参加に関わる旅費支給人数の上限、対象者については、別表Bを参照のこと。なお、別表Bに記載の無いものについては対象とならない。 ・個人領収書の場合、自筆でないもの、記入もれがあるもの、捺印なきものは全て無効とし、経費対象外とする(サインや拇印も無効)。 ・グリーン席は対象外とする。 ・車賃に関わるものは対象とならない。 ・居住地から会場まで徒歩・自転車で移動可能である場合は対象外とする。 ・交通費と宿泊費のバック料金の場合は全額交通費に計上すること。
	②航空運賃	実費	旅行代理店または航空会社の発行する領収書原本・明細書	・領収書の台紙にいつ、誰が、何のために、どこに行ったものか明記すること。 ・エコノミー料金のみとする。
	③宿泊費 居住地から会場までが遠方で、宿泊を要する場合に限る。(出発、帰着の自宅最寄駅の時刻がそれぞれ午前7時以前、午後11時以降を目安とする。)	実費(1泊 10,000円上限)	宿泊先(ホテル・旅館)または旅行代理店の発行する領収書原本・明細書	・食費、諸雑費(電話代、クリーニング代等)は対象外とする。 ・クラブのイベントなどに伴う参加者の宿泊は対象外とする。 ・貸切バスによる先進総合型クラブ視察では、宿泊費は対象外とする。 ・自宅最寄駅から会場最寄駅が片道50km未満の場合は対象外とする。 ・領収書の台紙にいつ、誰が、何のために、どこに行ったものか明記する。
借料及び損料	①会場借料 ②会議室借料 ③その他	実費	施設所有者・管理者の発行する請求書・使用明細書(使用承諾書)・領収書原本。 ※使用内容を明確に記したものであること。 ※コピー代についてはコピー一元を添付すること。	①体育館・グラウンドなどの使用料及びその附帯設備使用料とする。 ②設立準備委員会等の会議室使用料及びその附帯設備使用料とする。 ③事業の実施に必要な機材借上料、貸切バス代とする。 ・貸切バスに係る燃料代、駐車場代及び有料道路代は全て一括して「借料及び損料の③その他」に計上すること。 ・用務、日程上の必要又はその他やむを得ない事情により、レンタカー代・有料道路代・駐車場代が発生する場合は、事前に理由書を提出すること。別途審査の上、対象とする場合がある。(先進総合型クラブ視察では宿泊費は対象外とする。) ・一時的に借用するものとし、事務所・倉庫家賃、パソコン、コピー機等経常的に借用するものは対象外とする。 ・一時的に利用するコピー代は「事業の実施に必要な機材」とし、「③その他」に計上すること。 ・キャンプ場施設利用料・リフト代等個人的に係る経費は対象外とする。 ・個人名発行・任意団体発行の領収書(謝礼的に払うもの)は対象外とする。

科 目	内 容	単 価 の 限 度 額	提出する証拠書類(日本体育協会提出)	備 考
消 耗 品 費	①スポーツ用消耗品 ②事務用品 ③写真代 ④入賞品、参加賞代 ⑤その他	実費 (単価20,000円(税込 21,000円)上限) ※消耗品費の占める割合は対象経費総額の2割程度とする。	購入先の納品書・請求明細書・領収書原本 ※但し、領収書に品名・単価・数量が詳細に記されている場合は、そのみでも可とするが、但し書きが「お品代」「文具一式」等曖昧な表記のものは対象外とする(別途納品書に詳細が記してあれば可とする)。 ※品名・単価・数量が明確に記したものであること。	①スポーツ用消耗品とし、個人的に使用するものは認めない。 対象例)ボール、ホイッスル、石灰等 ②筆記用具、ファイル、コピー用紙、クラブ印、CD-R、プリンターインク等 ③報告用写真の現像等に係る経費 ④単発で実施する教室・大会のカップ、トロフィー、楯、メダル、参加賞(バッジ)等300円程度のもの、菓子・飲料(対象外) ⑤応急手当用品(必要最低限のもの、飲み薬は対象外) 及びスポーツ大会・イベントを実施する際の熱中症予防飲料(実参加人数分)、スポーツ大会等に從事するスタッフに支給する弁当代(概ね6時間以上従事する場合に限る。@1,000円上限) ・クラブ・ラケット等は個人所有でなくクラブで所有し共有するものであれば可とする。 ・インクナー等オフセット印刷機周辺機器等は本事業での使いいきりが考えにくいので対象外とする。 対象外例)ユニホーム、Tシャツ、グラウンド整備器具、金券、書籍、機器類、 クラブ会員等を対象とした特定の活動を実施する際の熱中症予防飲料代 、ゴールポスト、支柱、キキ等
印刷製本費	①ポスター印刷費 ②プログラム印刷費 ③その他	実費	請負先の納品書・請求明細書・領収書原本 ※品名・単価・数量を明確に記したものであること。 ※見本として作成物を1部添付すること。	①イベント等のポスター ②イベント等のプログラム・資料 ③クラブ広報用会報・パンフレット・チラシ・広報用グッズ(シール・クリアファイル等)・封筒・会員証 ・全ての印刷物にtotoロゴマークを必ず入れること。ロゴマークが無いものは対象外とする。 ・コピー代は「借料及び損料③その他」に計上すること。 ・名刺、既存クラブの会員証は対象外とする。
通信運搬費	①通信費 ②運搬費	実費	請負先の請求明細書・領収書原本 ※品名・単価・数量が明確に記したものであること。但し、領収書に詳細に記されている場合は、そのみでも可とする。	①切手代・はがき代 ②宅配便代 ・電話代、インターネット接続費、プロバイダ契約料は対象外とする。 ・一度にまとめて切手等を購入した場合、使用明細書にて一覧を作成すること。
賃 金	会場整理員等、調査データ等集計員	時間@875円上限 ・会場整理員: 定額(1名1日-5,000円上限) ・調査データ等集計員: 時間@875円上限	請負先・個人の領収書原本 ※個人領収書の場合、必ず自筆にて領収日・住所・氏名を記入の上、捺印すること。	・クラブ関係者以外の臨時的雇員とする。事務局員、職員の賃金は対象外とする。 ・事務経理処理、会議出席、打合せ、実技指導での業務内容は対象外とする。 ・業務実績報告書に業務内容の詳細を具体的に記載すること。 ・個人領収書の場合、自筆でないもの、記入もれがあるもの、捺印なきものは全て無効とし、対象外とする。 ・日単位での支給も可とするが、時間当たりで割り戻した時の限度額が左記限度額を上回らないこと。
会 議 費	会議時飲料代 〈支出例〉 ・缶コーヒー代@120円×出席者10名 (出席者数と飲物数が同じであること)	実費(1名1日 150円上限)	利用先等の請求明細書・領収書原本。 ※但し、領収書に品名・単価・数量が詳細に記されている場合は、そのみでも可とするが、但し書きが「お品代」等曖昧な表記のものは対象外とする(別途納品書に詳細が記してあれば可とする)。	・設立準備委員会および運営委員会のみ対象とする。 ・会議の出席者数と購入数が同じでなければならない。(欠席者分は次回に使用したことが明確であれば対象とする。) ・茶葉等、弁当代、食事代、アルコール類、お菓子代は対象外とする。 ・飲食店等での飲料代やパーティー代は対象外とする。

科 目	内 容	単 価 の 限 度 額	提出する証拠書類(日本体育協会提出)	備 考
雑 役 務 費	①振込手数料 ②看板代 ・会場表示看板、横断幕、のぼり旗等 ③その他 ・ホームページ作成業務委託費 ・折込チラシ配布委託料 ・アンケート調査委託費(業者のみ) ・広報誌掲載料 ・ スポーツ指導者等の派遣費 等	実費	①契約先等の領収書原本 ②③購入先等の納品書・請求書明細書・領収書 ※①について振込人名義は必ずクラブ名とする。	①上記対象経費の支払いに係る振込手数料とする ・負担金納入の振込手数料は対象外とする。 ②スポーツ大会等の会場表示看板、横断幕、のぼり旗等とし、必ずtotoのロゴマークを入れ、証拠写真を提出すること。 ・totoロゴマークがないもの、証拠写真がないものは対象外とする。 ③何らかの役務を提供してもらうことに対する対価を支払う経費 ・例)ホームページ作成費、折込チラシ配布委託料、アンケート調査委託費(大学教員等研究機関に所属している者に依頼する場合も含む。)、スポーツ指導者等の派遣費 等 ・ホームページ作成費は新規作成のみとし、更新・追加等は対象としない。 ・個人への支出は対象外とする。 ・情報交換会費・懇親会費は対象外とする。
その他事業の実施に直接必要な経費	①講習会・研修会参加料 ②視察受入費	実費	①主催者の発行する領収書、開催要項(参加料が明記されているもの) ②視察を受け入れる総合型クラブが発行する領収書・金額が確認できる書類	①別表Bに記載の講習会・研修会に限る。 ②視察する際に先進総合型クラブへ支払う経費 ・金額が明確でないものは対象外とする。 ・情報交換会費・懇親会費は対象外とする。

※上記経費基準は、日本スポーツ振興センターの助成対象基準に準じながら、日本体育協会の規程に合わせて定めたものであるため、必ずしも同センター助成対象基準通りではないことを承知し、本事業の支援を受けるクラブは上記経費基準に従うこと。

※領収書等の証拠書類の宛先は、全てクラブ名とし、クラブ名でない場合は対象外経費とする。

※領収書の代わりに振込明細書でも可とするが、振込人名義はクラブ名とし、必ず請求書及び納品書を併せて添付すること。振込手数料を差し引いて振り込むなど、請求金額と振込明細書の金額が異なる場合は、別途請求金額と同額の領収書がなければ認めない。

※上記については委託対象となる活動についてのみ対象とする。

※100万円以上の発注・依頼を行う場合は、あらかじめ複数の者より見積書を提出させ、最も低廉な額を示した者と契約すること。また、その際の見積書、契約書を添付すること。

※クラブの代表者等構成員が経営する企業または個人を相手方として発注する場合は、利益相反防止の観点から、必ず2者(社)以上からの見積り合わせを行うこと。

別表A

平成21年度総合型地域スポーツクラブ創設支援事業 諸謝金単価基準

科 目	対 象 者	内 容	改正前	改正後		備 考
			限度額	単 位	単価の限度額	
諸 謝 金	講 演 者	記念式典的な講演	定額(1日 50,000円上限)	時間	@12,500円	地域住民やクラブ会員を対象とした講演会での講演者 ※あくまで記念講演的性格のものを対象とする
	医 師 スポーツドクター	スポーツ大会等の応急治療		時間	@6,250円	医師免許保有者に限る
	講 師	クラブ指導者の研修会等での講義	定額(1時間 12,000円上限)	同左(変更なし)		指導者等クラブ内スタッフのための研修会での講師 ※原則座学に限る。実技指導の場合は、種目別指導者の限度額@5,000円(時間)となる。 ※講師は時間単位での支給になる為注意すること
	運営支援アドバイザー	総合型地域スポーツクラブの運営に関するクラブ外部からの高い専門性を有する者の支援	定額(1日12,000円上限)	時間	@5,000円	クラブ育成アドバイザーを除く、設立準備委員会等会議での指導・助言(対象日数は5日間を上限とする。)
	スポーツドクター	健康相談、体力測定の実施	定額(1日 15,000円上限)	時間	@1,875円	日本体育協会公認スポーツドクター有資格者に限る
	スポーツプログラマー	スポーツプログラムの提供、指導・助言	定額(1日 10,000円上限)	時間	@5,000円	日本体育協会公認スポーツプログラマー有資格者に限る
	アスレティックトレーナー	スポーツに関する医科学的指導・助言				日本体育協会公認アスレティックトレーナー有資格者に限る
	種目別指導者	スポーツ大会、スポーツ教室等でのスポーツ指導				実技指導を行う指導者 ・スポーツ教室の講師は「種目別指導者」とする ・専門的知識を持った者が体力測定等を行う場合は種目別指導者とする
	審判員	スポーツ大会等の審判				1試合毎での支払いは対象外とする。
	看護師	スポーツ大会等の看護		時間	@1,250円	看護師免許保有者に限る
	研究者	調査研究の分析		※雑役務費にて計上すること		大学教員等研究機関に所属している者に限る。 (対象日数は20日間を上限とする。)
	助手	上記種目別指導者等の補助	定額(1日 7,000円上限)	※種目別指導者の単価を参考に、適切な単価を設定		
運営スタッフ	スポーツ大会・スポーツ教室等の運営	定額(1日 7,000円上限)	時間	@875円	スポーツ大会・スポーツ教室等の運営はクラブ関係者に限る。	
設立準備委員・運営委員	設立準備委員会・運営委員会の会議出席謝金	定額(1日 2,000円上限)	回	@2,000円	クラブ内の設立準備委員・運営委員とする。 設立総会等会員全てを対象にした会議への出席謝金は対象外とする。	

* 諸謝金は、同日において同一人物に2回以上支出することはできないこととする。

例1) スポーツ大会において種目別指導者と審判員を兼任した場合、種目別指導者として謝金10,000円を支給することは対象経費として認める。種目別指導者として10,000円、審判員として10,000円、計20,000円を支給することは対象経費としては認めない。

例2) スポーツ教室において1日に午前と午後2回指導を行った場合、種目別指導者として@10,000円×1日=10,000円を支給することは対象経費として認める。@10,000円×2回=20,000円を支給した場合は対象経費としては認めない。

* 諸謝金の支払いにおいては、クラブにおいて、所得税10%(原則)の源泉徴収後の額を対象者に支払い、所管の税務署に徴収額を納付する。

なお、所得税率、手続き、徴収対象等については、所管の税務署の指示に従って行うこと。また、源泉徴収税納付書の写しを事業中間報告書及び事業実施報告書提出時に添付すること。

* 収支予算書及び収支決算書へは、上記対象者の表記通りに明記すること。

良い例) 種目別指導者(サッカー教室) @5,000円×5日×3名

悪い例) サッカー教室講師 @5,000円×5日×3名

* 「講師」の謝金は時間単位で支給すること。

良い例) 講師 @10,000円×2h×1名

悪い例) 講師 @20,000円×1日×1名

* 日(回)単位で支給することも可とするが、この場合、従事時間で割り戻した額が、時間あたりの上限額を超えないようにすること。なお、上限額を超える額は対象外経費とする。

* 創設支援クラブにおいて上記基準を基に「謝金支給基準表」を作成し、機関決定したものを提出すること。